○経済産業省令第十九号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び電力・ガス取引監視等委員会令（平成二十七年政令第三百九号）第三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）、経済産業省組織令、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電力・ガス取引監視等委員会令を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官及び情報化総括責任者補佐官）	（政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官及び情報化総括責任者補佐官）
第二条　総務課に、政策企画官十一人、企画官四十八人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官九人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	**第二条**　総務課に、政策企画官十一人、企画官四十九人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官九人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
2～6　［略］	2～6　［略］
（通商戦略室及び企画官）	（ルール形成戦略室及び企画官）
第十三条　総務課に、通商戦略室及び企画官一人を置く。	**第十三条**　総務課に、ルール形成戦略室及び企画官一人を置く。
2　通商戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　ルール形成戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　通商戦略に関する企画及び立案に関すること（貿易経済協力局、産業技術環境局並びに通商機構部及び他課の所掌に属するものを除く。）。	一　通商に関する制度、慣行その他のルールに係る政策の企画及び立案並びに調整に関すること（貿易経済協力局、産業技術環境局並びに通商機構部及び他課の所掌に属するものを除く。）。
二　［略］	二　［略］
3　通商戦略室に、室長を置く。	3　ルール形成戦略室に、室長を置く。
4　［略］	4　［略］
（国際経済紛争対策官、統括通商調査官及び通商調査官）	（統括通商調査官及び通商調査官）
第十五条　通商機構部に、国際経済紛争対策官一人及び通商調査官三人を置き、通商調査官のうちから経済産業大臣が指名する者を統括通商調査官とする。	**第十五条**　通商機構部に、通商調査官三人を置き、そのうちから経済産業大臣が指名する者を統括通商調査官とする。
2　国際経済紛争対策官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち通商に関する多数国間の協定又は取決めに係る紛争の解決に関する協議に関するものを助ける。	［新設］
3　通商調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち通商に関する多数国間の協定又は取決めに係る紛争に関する調査その他紛争の解決に関するもの（国際経済紛争対策官の所掌に属するものを除く。次項において同じ。）を助ける。	2　通商調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち通商に関する多数国間の協定又は取決めに係る紛争に関する調査その他紛争の解決に関するものを助ける。
4　［略］	3　［略］
（農水産室及び特殊関税等調査室）	（農水産室）
第十九条　貿易審査課に、農水産室及び特殊関税等調査室を置く。	**第十九条**　貿易審査課に、農水産室を置く。
2～3　［略］	2～3　［略］
4　特殊関税等調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。	［新設］
一　輸入貨物に係る相殺関税及び不当廉売関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。	